

アルコール健康障害対策推進会議の設置について

平成 26 年 9 月 9 日
 関係府省申合せ
 平成 27 年 3 月 2 日一部改定
 平成 27 年 10 月 1 日一部改定

1 目的

アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、関係行政機関が、アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため、アルコール健康障害対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 組織

(1) 推進会議は次に掲げる者をもって構成する。

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
 法務省矯正局長
 国税庁長官官房審議官
 文部科学省高等教育局長
 文部科学省初等中等教育局長
 厚生労働省健康局長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
 警察庁交通局長
 国土交通省総合政策局長

(2) 推進会議に議長を置く。議長は内閣府政策統括官（共生社会政策担当）をもって充てる。

(3) 推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3 幹事会

推進会議を補佐するため、関係課室長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

4 事務局

推進会議の庶務は、関係各省庁の協力を得つつ、内閣府アルコール健康障害対策推進室及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課において処理する。

5 雑則

前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙)

内閣府アルコール健康障害対策推進室長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（アルコール健康障害対策担当）

法務省矯正局成人矯正課長

国税庁課税部酒税課長

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

厚生労働省健康局健康課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

警察庁交通局交通企画課長

国土交通省総合政策局政策課長